

# マイナンバー利用事務における本人確認書類 具体例一覧

## 身元確認書類A（1点確認）

マイナンバーカード、住民基本台帳カード（写真付き）、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特殊電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引士証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、官公署発行の職員証、写真付社員証、写真付学生証、介護支援専門員証、中国残留邦人に発行される本人確認証、市から発行されたプレ印字申請書・申告書（※同一事務において発行して提出されるものに限る）等

## 身元確認書類B（2点確認）

各種健康保険証、介護保険被保険者証、各種年金証書、年金手帳、生活保護受給証明書、高年手帳、健康保険日雇特例被保険者証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、各種医療受給者証、雇用保険被保険者証、A又はB書類が更新中の場合に交付される仮証明書または引換証類、預金通帳、生命保険等各種保険証書、写真なし社員証、写真なし学生証、公共料金の領収書、納税証明書、印鑑登録証明書、母子健康手帳、納税通知書、源泉徴収票、申請書と併せて提示する必要がある書類（在園証明書、入所証明書・意見書兼装具装着証明書・保育にあたれない証明書等）等  
※本人しか知り得ない項目の聴き取りを複数行い、本人であると確認できた場合、B書類1点で可。

※書類A・Bは、個人識別事項（氏名及び生年月日、又は、氏名及び住所）が記載され、有効中なものに限る。

※代理人が法人の場合、上記書類A・Bによらず、次のいずれかの書類（当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。※税理士法人を除く）及び、社員証等の法人との関係を証する書類（社員証等が発行されない場合は「法人の従業員である旨の証明書」等）

- ・ 本人と交わした契約書
- ・ 地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書
- ・ 印鑑登録証明書
- ・ 納税証明書

## 番号確認書類

マイナンバーカード、マイナンバー付き住民票の写し、マイナンバー付き住民票記載事項証明書、通知カード（記載されている住所・氏名等が現在の住民票の内容と一致しているもの）、自身の個人番号に相違ない旨の申立書、国外転出者に還付されるマイナンバーカード又は通知カード

## 代理権確認書類

法定代理人の場合・・・戸籍謄本等（来庁者が本人の成年後見人又は親権者等と分かるもの）  
任意代理人の場合・・・委任状、本人しか持ち得ない書類の提出（マイナンバーカード・各種健康保険証等、本人の身元確認書類としてみなされるもの）、マイナンバー利用事務における同一世帯員からの申述書